研修テキスト

（建設業許可・新規）

神奈川県行政書士会

研修テキスト　建設業許可・新規　目次

はじめに 2
第１章　仕事の流れ 3
　第１節　建設業許可を取りたいと言われたら 3
　第２節　建設業許可取得までのおおまかな流れ 3
　第３節　許可要件の調査（疎明書類の確認ほか） 4
　第４節　報酬の受け取り方 5
　第５節　委任状 5
第２章　許可要件の確認 7
　第１節　建設業許可とは 7
　第２節　経営業務管理に足る組織体制とは 11
　第３節　営業所専任技術者とは 12
　第４節　誠実性とは 12
　第５節　財産的基礎とは 13
　第６節　特定許可の要件とは 13
第３章　欠格事由についての確認 14
　第１節　欠格事由とは 14
　第２節　誓約書とは 15
第４章　確認資料の準備 15
　第１節　経営業務の管理責任者の確認資料とは 15
　第２節　営業所専任技術者の確認資料とは 16
　第３節　法人、法人役員、個人事業主の確認資料とは 17
　第４節　その他の添付書類、確認資料とは 18
第５章　申請書類の作成 18
　第１節　申請書一式とは 18
　第２節　申請書類の作成 20
　第３節　許可申請手数料 20
第６章　手引きに記載の無いような特殊な事例を相談されたときは 21
　第１節　手引きにすべての記載はない 21
　第２節　参考書籍一覧 21

（本テキストは令和４年１月１日現在の法令に基づいて作成しています）

はじめに

建設業とは、我々の生活を維持するための、全産業の基盤となるインフラ整備という重責を負った産業である。我々が歩く歩道も、車道も、個人の家もショッピングセンターも工場も、また、その施設に供給される電気もガスも水道も消火設備も、旅行に行った先の橋（橋梁）もトンネル（隧道）も、鉄道の駅舎も地下鉄の線路も、家の窓も扉も壁も、大規模な工場プラントも、工場のラインのベルトコンベアーも、そのすべてが建設業によるものである。また、震災や洪水などの大規模災害が発生した際には、自衛隊よりも先に自らも被災者でありながら被災地の復旧に尽力しなければならないという責務も担っている産業でもある。事実、福島県相馬市の土木工事業者の社長は、東日本大震災の際に、自衛隊車両が通行するために道路のガレキを動かし、道路を啓開する作業に重機に乗って当たったという。自分の自宅も津波におそわれてどうなっているか分からない状況のときでさえ地域のために貢献しなければならなかったのである。

建設業許可に関する業務は、建設業という産業への敬意と感謝の気持ちを持っている者でなければ、安易な気持ちで手を出すことは行政書士のためにも建設業者のためにもならないので、業務を受ける際には、建設産業のために尽くすという気概を持って取り組んでほしい。

なお、建設業許可の手続きが非常に奥深く広範であるとされるのは、建設業法だけでなくその周辺分野への知識が必要なためだと考えられる。例えば、建設業法が定める建設業許可には２９の業種があり、中には、造園工事、電気工事、電気通信工事、管工事などで工事請負とならない業務委託の分野が重なって存在しており、その線引きが実務上は非常に複雑であることや、解体工事業登録や電気工事業登録などの建設業法とは異なる許認可が近隣に重なって存在し、また、解体工事との絡みでは建設産業廃棄物の産業廃棄物収集運搬業許可が必要になる業者もあり、民間住宅の建築工事請負に関しては、建築士事務所登録、宅地建物取引業免許が必要になる業者も測量業登録や浄化槽工事業登録が必要になる業者もいる。建物の管理系の業務としての登録（建築物清掃業や建築物空気環境測定業など）が必要になる業者もいる。また、公共インフラの工事請負を受注しようとする際には入札参加資格申請やその手前にある経営事項審査などの事務手続きが必要である。上水道や下水道工事にも指定や登録が必要なことがある。これらに関する法律は、建設業法、建設業法施行令、建設業法施行規則のほか各種通達についての知識に追加して、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、電気工事業の業務の適正化に関する法律（電気工事業法）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）、建築士法、宅地建物取引業法、測量法、浄化槽法、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（入札契約適正化法）であり、これらについての知識も学習していかなければならない。

さらに、これから建設業許可手続きに取り組むためには、建設キャリアアップシステムや建設業退職金共済制度や社会保険の適切な加入や労災保険の一人親方特別加入についての理解も必要である。

このテキストによって建設業許可について学び始めることで、建設産業のために尽くすという気概と共に、膨大な分野に関する知識を深めようとする意気込みを持って、建設業許可手続きや経審から奥深く広がっていく業界で活躍される行政書士となることを期待しております。このテキストが、いまスタートラインに立った方へのエールとなれば幸いです。

第1章 仕事の流れ

第1節　建設業許可を取りたいと言われたら

許可を取りたいという相談を受けた場合、まずはお話を聞かなければ許可が取れるかどうかが分からないことを伝えたうえで、許可の要件が整わないことも十二分にあることを伝えておくのが良い。

依頼者と面談して聴取（聴き取り・ヒアリング）する際には、許可の要件を自分なりにまとめた打ち合わせ用の紙面で要件を一つずつ確認していく手法がある。聴取のための紙面を用いる手法は多くの事務所が採用している手法だ。それぞれの事務所が創意工夫をして聴取のための紙面を作成しており、その紙面を無料で手に入れたいと考える者には建設業許可手続きは向いていない。許可要件についてしっかりと自身で学び、それを聴取のための紙面にまとめていくことも許可手続きを学ぶうえで重要なプロセスである。

また、どのような手続きにおいても原則と例外があるように建設業許可の手続きにおいても原則と例外がある。聴取のための紙面ができたとしても、経験がない、少ない場合には、それぞれの許可権者である都道府県知事又は国土交通大臣の発行する『許可の手引き』を熟読し、分からない場合には先輩に尋ねるなどして、しっかりとした知識に裏付けられた形で手続きについて判断しなければならない。くれぐれも安易に許可が取れる、取れないと判断してはならない。また、許可取得には具体的に何が不足しているのかを依頼者に伝えることも重要である。

第2節　建設業許可取得までのおおまかな流れ

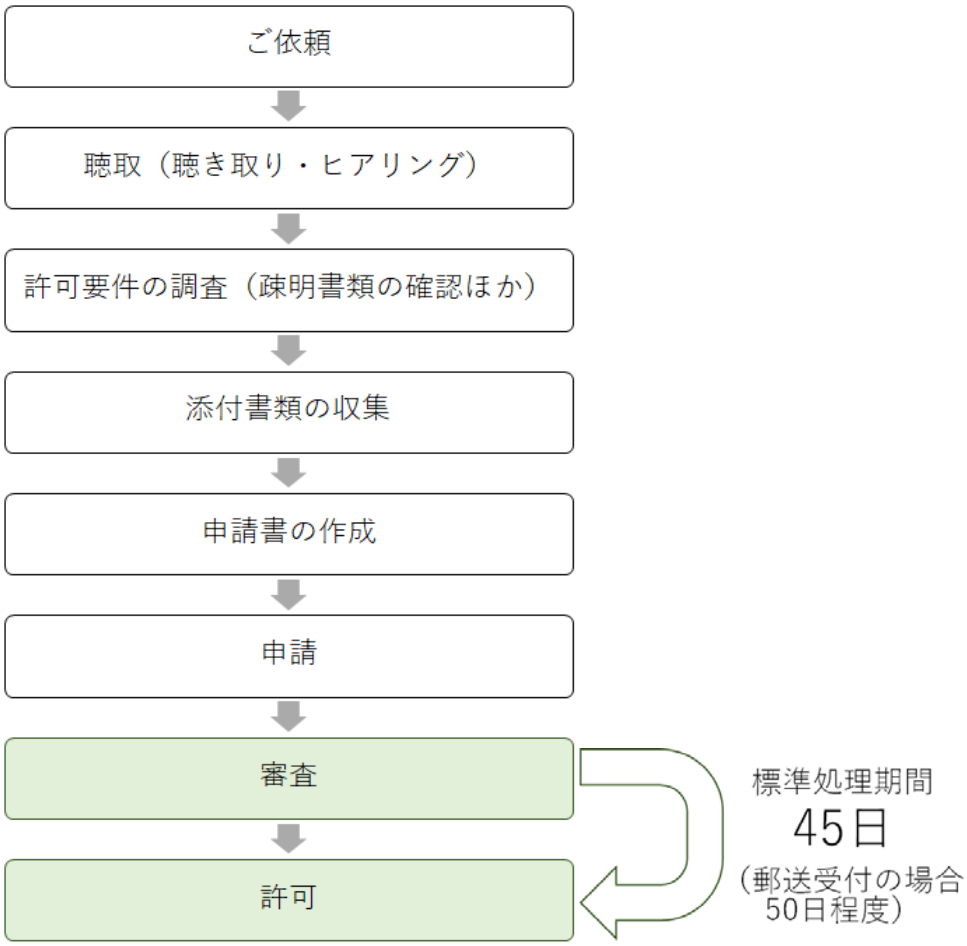

第3節　　許可要件の調査（疎明書類の確認ほか）

依頼を受けて、すぐに申請書を作成したくなるが、先に許可要件の調査をしなければ、申請書は作成できない。聴取と共に重要なのが、許可要件の調査（疎明書類の確認ほか）である。

許可を受けられるかどうかの許可要件については後述する。

許可要件の調査のために依頼者からの聴取後に、許可取得のために、聴取した内容が事実であることを疎明する書類を整えなければならない。例えば、「常勤役員等のうち一人が建設業に関し五年以上経営業務の管理責任者としての経験を有する者」を疎明するためには、無許可業者の場合、①五年以上役員に就任していたことが分かる書類として、商業登記の履歴事項全部証明書に該当者の氏名及び就任日・重任日が記載されたものを証明する期間分取得し、また、②当該会社が建設業を行っていた裏付書類として、申請業種が明確に分かる法人税確定申告書若しくは申請業種が明確に分かる工事請負契約書、工事注文書、工事代金請求書の控え若しくは工事請書控えの写し又は法人税確定申告書及び工事請負契約書等の両方を会社から提示してもらい、聴取した内容と一致しており、許可要件を満たすかどうか確認しなければならない。

そのためには、商業登記の履歴事項全部証明書が何であるか、法人税確定申告書、工事請負契約書や工事注文書などがどのようなものであるかについて理解をしていなければならない。

また、欠格要件に該当しないことを疎明する書類として、法人の場合、役員全員（監査役除く）について「登記されていないことの証明書」（又は医師の診断書）と「身分証明書」を申請書に添付することとなるが、その内容が以下の事実を証明するものであることを知っておかなければならない。

履歴事項全部証明書	会社が法務局に商業登記として登記した内容の証明書である登記事項証明書。商号や所在地、代表取締役などの会社の基本的な情報を証明する書類。
法人税確定申告書	法人税法に基づき、法人税の申告をする書類。中小企業の場合、主に会社から依頼を受けて税理士が作成する。
工事請負契約書	建設業法第 19 条に定められた建設工事の請負契約の当事者が取り交わす書面で、工事の内容や請負代金の額などの契約内容が分かる書類。
登記されていないことの証明書	後見登記等に関する法律に基づき、その者について法務局が成年被後見人又は被保佐人として登記がされていないことを証明する書類。
身分証明書	戸籍法に基づき、日本の戸籍がある者について本籍地の市区町村が、禁治産又は準禁治産の宣告の通知を受けていない、後見の登記の通知を受けていない、破産宣告又は破産手続き開始決定の通知を受けていない、という３項目を証明する書類。

他にも、定款、納税証明書、残高証明書、健康保険等の領収書など何のために、誰が作成し、どこが発行しているものなのかについての知識を学習しなければならない。以下に概略を示す。

定款	会社法に基づき、目的、商号、本店の所在地、株式に関する事項や取締役についてなど会社運営の基本的規則を定めた書類で、株式会社の場合、設立時に発起人が作成し、設立後も株主総会の特別決議により変更し、会社で作成保管する。
納税証明書	法人で神奈川県知事許可を取得しようとする場合、神奈川県への法人事業税の納税証明書を指す。神奈川県の県税事務所が発行する。
残高証明書	特定の日の金融機関への預金の残高を当該金融機関が証明する書類。

健康保険・厚生年金保険料の領収書	健康保険及び厚生年金保険の両保険に加入している場合で、口座振替により保険料を納付している場合に、年金事務所が毎月発行してくれる「保険料納入告知額・領収済額通知書」という書類。
雇用保険の保険料申告書及びその領収書	労働保険徴収法に基づき、労働者災害補償保険と雇用保険について毎年事業主が申告している「労働保険　概算・増加概算・確定保険料申告書」という書類とその「納付書・領収証書」という書類。

第4節　　報酬の受け取り方

依頼者から報酬を得るのには、以下のようなケースが考えられる。

（1）許可申請のための申請手数料（神奈川県知事許可の場合、神奈川県収入印紙）を購入するための預り金と報酬の着手金を先に受け取り、申請後に精算して残額を請求する。
（2）許可申請のための申請手数料（神奈川県知事許可の場合、神奈川県収入印紙）を購入するための預り金と報酬全額を先に受け取る。
（3）許可申請のための申請手数料（神奈川県知事許可の場合、神奈川県収入印紙）を購入するための預り金のみ先に受け取り、申請後に報酬全額を請求する。
（4）顧問契約を結び、月額報酬を受ける契約を結ぶ。別途、許可申請のための申請手数料（神奈川県知事許可の場合、神奈川県収入印紙）を購入するための預り金を預かる。

建設業許可新規申請の場合、多くは新規の依頼者であることが多いため、（1）のような事前に一定程度の報酬を受け取るのが望ましい。

また、許可要件の調査は無料で行う行政書士が多いと考えられるが、行政書士法では「書類の作成について相談に応ずること」で報酬を得ることもできるため、許可要件の調査についても必要に応じて報酬を請求するのが望ましい。

なお、申請手数料を先に受け取らずに立替をして、そのまま依頼者に逃げられて報酬を得るどころかマイナスになったという話もあるため、申請手数料の立替はしないようにすべきである。

第5節　　委任状

行政書士法に基づく「許可申請書の作成の代理」、「許可申請書を提出する手続きの代理」が行政書士が報酬を得て行うことのできる業務である。そのため、申請書に代理人としての記名押印をして、依頼者からの委任状を付けて提出すべきである。

次頁に委任状例を記載する。

なお、いわゆる代行申請というような手続きをする行政書士がいるが、「許可申請書の作成の代理」を報酬を得て行い、「許可申請書を提出する手続きの代理」はせずに提出する手続きの代行をしている（民法上の使者）という方法もあるが、この場合には、法律上は補正に応じることができないので注意してほしい。

（例）

委 任 状

（受任者） 事務所所在地

事 務 所 名 称

氏　　名

電 話 番 号

行政書士登録番号

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

一. 建設業許可申請及び届出に関する一切の件

二. 前項の申請及び届出にかかる補正に関する一切の件

三. 第一項の申請及び届出の郵送申請時における副本の受領に関する一切の件

四. その他、前各項に付随または関連する手続きの一切の件

以下余白

平成　　年　　月　　日

（委任者） 住　　所

名　　称

代表者氏名　　㊞

電 話 番 号

第2章 許可要件の確認

第1節　　建設業許可とは

元請、下請その他いかなる名義をもつてするかを問わず、建設工事の完成を請け負う営業を営もうとする者は、建設業法による許可を受けなければならない。ただし、政令で定める軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする者は、この限りでない。

建設業	元請、下請その他いかなる名義をもつてするかを問わず、建設工事の完成を請け負う営業
建設業者	許可を受けて建設業を営む者
政令で定める軽微な建設工事	工事一件の請負代金の額が五百万円（当該建設工事が建築一式工事である場合にあつては、千五百万円）に満たない工事又は建築一式工事のうち延べ面積が百五十平方メートルに満たない木造住宅を建設する工事

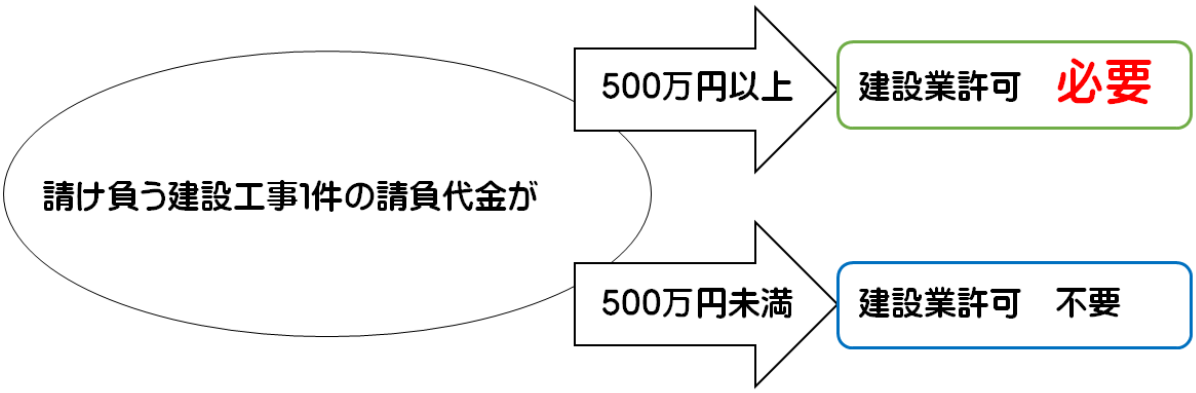

建設業の許可は営業所の所在地により次の二種類に分けられる。

国土交通大臣の許可

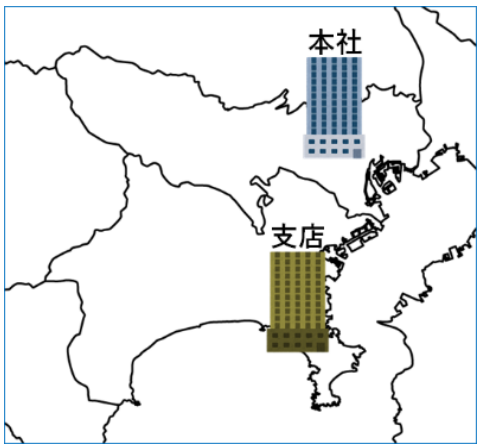

都道府県知事の許可

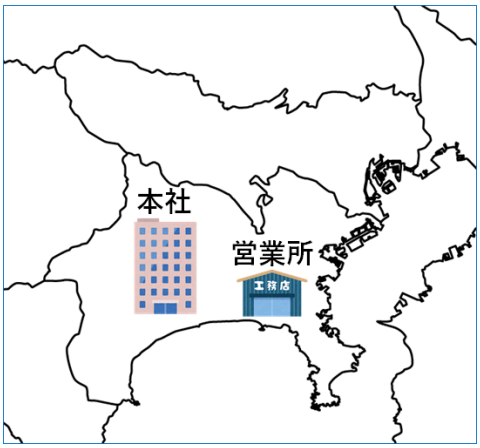

国土交通大臣の許可	二以上の都道府県の区域内に営業所（本店又は支店若しくは政令で定めるこれに準ずるものをいう。）を設けて営業をしようとする場合
都道府県知事の許可	一の都道府県の区域内にのみ営業所を設けて営業をしようとする場合

発注者から直接請け負つた建設工事を施工するための下請契約に係る下請代金の額により取得すべき建設業の許可は、一般建設業と特定建設業の二種類がある。

一般建設業	特定建設業で請け負う場合以外
特定建設業	発注者から直接請け負つた建設工事を施工するための下請契約に係る下請代金の額が一件で、又は、他のすべての下請契約に係る下請代金の額の総額が四千万円（建築工事業である場合においては、六千万円）以上となる下請契約を締結する場合
下請契約	建設工事を他の者から請け負つた建設業を営む者と他の建設業を営む者との間で当該建設工事の全部又は一部について締結される請負契約
発注者	建設工事（他の者から請け負つたものを除く。）の注文者
元請負人	下請契約における注文者で建設業者であるもの
下請負人	下請契約における請負人

建設業の許可は、営もうとする建設工事の種類（下表の２９業種）ごとに取得しなければならない。許可取得には建設工事の種類ごとに技術資格を有する者が必要で、一つの国家資格にて複数の業種を取得することができる場合（例えば一級土木施工管理技士、一級建築施工管理技士など）もあれば、一つの国家資格で一つの業種しか取得できない場合（一級管工事施工管理技士、一級電気通信工事施工管理技士など）もある。また、業種追加は、同時申請であれば、単独の追加も複数の追加も一つの申請と考える。

	略号	建設工事の種類	例示
01	土	土木一式工事	管渠工事、トンネル工事、油送工事、道路工事、宅地造成工事、送水・配水施設工事、護岸工事、堤防工事、樋管工事、砂防工事、海岸工事、防波堤工事、消波堤工事、離岸堤工事、ダム工事、貯水池・用水地建設工事、水路工事、かんがい排水工事、港湾工事、干拓工事、地下鉄工事、地下工作物工事、鉄道軌道工事、伏樋工事、橋梁工事、水源施設工事
02	建	建築一式工事	建物新築・建築確認を必要とする増築工事
03	大	大工工事	大工工事、型枠工事、造作工事
04	左	左官工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事
05	と	とび・土工・コンクリート工事	とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物のクレーン等による揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事、くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事、土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事、コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事、地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、吹付け工事、法面保護工事、道路付属物設置工事、屋外広告物設置工事、捨石工事、外構工事、はつり工事、切断穿孔工事、アンカー工事、あと施工アンカー工事、潜水工事

	略号	建設工事の種類	例示
06	石	石工事	石積み（張り）工事、コンクリートブロック積み（張り）工事
07	屋	屋根工事	屋根ふき工事
08	電	電気工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備（非常用電気設備を含む。） 工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事
09	管	管工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス管配管工事、ダクト工事、管内更生工事
10	タ	タイル・れんが・ブロック工事	コンクリートブロック積み（張り）工事、れんが積み（張り）工事、タイル張り工事、築炉工事、スレート張り工事、サイディング工事
11	鋼	鋼構造物工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油・ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門・水門等の門扉設置工事
12	筋	鉄筋工事	鉄筋加工組立て工事、鉄筋継手工事
13	舗	舗装工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事
14	しゅ	しゅんせつ工事	しゅんせつ工事
15	板	板金工事	板金加工取付け工事、建築板金工事
16	ガ	ガラス工事	ガラス加工取付け工事、ガラスフィルム工事
17	塗	塗装工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事
18	防	防水工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事
19	内	内装仕上工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事
20	機	機械器具設置工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事
21	絶	熱絶縁工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業・化学工業等の設備の熱絶縁工事、ウレタン吹付け断熱工事
22	通	電気通信工事	有線電気通信設備工事、無線電気通信設備工事、データ通信設備工事、情報処理設備工事、情報収集設備工事、情報表示設備工事、放送機械設備工事、ＴＶ電波障害防除設備工事
23	園	造園工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事、緑地育成工事

	略号	建設工事の種類	例示
24	井	さく井工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事
25	具	建具工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドアー取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事
26	水	水道施設工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事
27	消	消防施設工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃性ガス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋又は排煙設備の設置工事
28	清	清掃施設工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事
29	解	解体工事	工作物解体工事 （ただし、各専門工事で建設された工作物の解体は各専門工事に該当する工事であり、解体工事ではない）

建設業許可を取得するためには、建設業法に定める以下の４つの建設業許可の要件をすべて備えていなければならない。

(1) 経営業務の管理を適正に行うに足りる能力を有するものとしての組織体制があること
(2) 営業所ごとに必要な営業所専任技術者を置くこと
(3) 請負契約に関して不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者でないこと
(4) 請負契約を履行するに足りる財産的基礎又は金銭的信用を有しないことが明らかな者でないこと

また、法人、法人の役員等、個人事業主等が、建設業法に定める欠格事由に該当しないことも求められる。

1	経営業務管理に足る組織体制	建設業を営んでいた会社の役員経験又は個人事業主としての経験を少なくとも５年間以上有している人が、申請会社の常勤の役員又は個人事業主として１人以上いることなど
2	営業所専任技術者	国の定めた資格要件を備えた技術者を、営業所ごとに１人以上常勤で配置していること
3	誠実性	建設業の営業に関し、不誠実な行為を行うおそれのないこと 過去に許可を取り消され、又は禁固刑ないしは刑法等の罰金刑を受け、その後一定の期間を経過していない場合や、暴力団組織の構成員等に指定されている場合は許可されない
4	財産的基礎	500 万円の資金調達能力があること

第2節　　経営業務管理に足る組織体制とは

許可を受けようとする者は、建設業に係る経営業務の管理を適正に行うに足りる能力を有するものとして次の二つの国土交通省令で定める基準に適合しなければ、許可を受けることはできない。

国土交通省令で定める基準（建設業法施行規則第七条）

経営業務の管理責任者等の設置	次のいずれかに該当するものであること。 イ　常勤役員等のうち一人が次のいずれかに該当する者であること。 （１）　建設業に関し五年以上経営業務の管理責任者としての経験を有する者 （２）　建設業に関し五年以上経営業務の管理責任者に準ずる地位にある者（経営業務を執行する権限の委任を受けた者に限る。）として経営業務を管理した経験を有する者 （３）　建設業に関し六年以上経営業務の管理責任者に準ずる地位にある者として経営業務の管理責任者を補助する業務に従事した経験を有する者 ロ　常勤役員等のうち一人が次のいずれかに該当する者であつて、かつ、財務管理の業務経験（許可を受けている建設業者にあつては当該建設業者、許可を受けようとする建設業を営む者にあつては当該建設業を営む者における五年以上の建設業の業務経験に限る。以下このロにおいて同じ。）を有する者、労務管理の業務経験を有する者及び業務運営の業務経験を有する者を当該常勤役員等を直接に補佐する者としてそれぞれ置くものであること。 （１）　建設業に関し、二年以上役員等としての経験を有し、かつ、五年以上役員等又は役員等に次ぐ職制上の地位にある者（財務管理、労務管理又は業務運営の業務を担当するものに限る。）としての経験を有する者 （２）　五年以上役員等としての経験を有し、かつ、建設業に関し、二年以上役員等としての経験を有する者 ハ　国土交通大臣がイ又はロに掲げるものと同等以上の経営体制を有すると認定したもの。
適正な社会保険への加入	次のいずれにも該当する者であること。 イ　健康保険法第三条第三項に規定する適用事業所に該当する全ての営業所に関し、健康保険法施行規則第十九条第一項の規定による届書を提出した者であること。 ロ　厚生年金保険法第六条第一項に規定する適用事業所に該当する全ての営業所に関し、厚生年金保険法施行規則第十三条第一項の規定による届書を提出した者であること。 ハ　雇用保険法第五条第一項に規定する適用事業の事業所に該当する全ての営業所に関し、雇用保険法施行規則第百四十一条第一項の規定による届書を提出した者であること。

第3節　　営業所専任技術者とは

許可を受けようとする者は、専任技術者を主たる事務所に配置しなければ、許可を受けることはできない。

専任技術者とは、建設工事に関する請負契約の適正な締結及びその履行を確保するための者であり、また、確実な施工監理を行うための技術面を営業所において指揮総括する者をいう。

建設業法においては工事現場ごとに「工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるもの（主任技術者又は監理技術者）を置かなければならない」（法第 26 条）となっているが、それらの現場の主任技術者又は監理技術者を指揮総括する営業所専任技術者を置かなければ許可をしてはならないこととなっている。

つまり、工事現場を同時に二つ請け負っている場合には、営業所に一人、現場に二人の合計３人の技術者が必要になる。

なお、例外的に、一人親方などの請負工事を常に１件以下しか請け負わない場合においては、指揮総括する者と現場の技術管理をつかさどるものが同一人であっても、以下の４つを満たす限り許容されると考えられている。

① 当該営業所において請負契約が締結された建設工事であること
② 工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡を取りうる体制にあること
（工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度であること）
③ 所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること
④ 当該工事の専任を要しない監理技術者等であること
（平成 15 年 4 月 21 日付 国総建第 18 号『営業所における専任の技術者の取扱いについて』）

第4節　　誠実性とは

許可を取得するためには、経営業務管理に足る組織体制及び営業所専任技術者のほかに、誠実性と財産的基礎の要件と合わせて４つの要件がある。

誠実性として、「法人である場合においては当該法人又はその役員等若しくは政令で定める使用人が、個人である場合においてはその者又は政令で定める使用人が、請負契約に関して不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者でないこと」が要件の一つである。

これは建設業の営業が他の一般の営業と異なり、注文生産であるためその取引開始から終了までに長い期日を要すること、また前払などによる金銭の授受が慣習化していることなどにより、いわば信用を前提として行われるものであることに起因している。建設業者が、建設業法に違反した場合には許可の取り消し処分などを受けることとなっており、その反対に、許可を受けて継続して建設業を営んでいた場合には、不正又は不誠実な行為をするおそれがないと推定される。審査時点で建設業法、建築士法、宅地建物取引業法などに違反して５年を経過していない者については許可が下りない。なお、許可申請書には誠実性に関する誓約や文言は無い。なお、欠格要件に該当する場合には許可されない。

第5節　　財産的基礎とは

財産的基礎の要件とは、「請負契約（軽微な建設工事に係るものを除く。）を履行するに足りる財産的基礎又は金銭的信用を有しないことが明らかな者でないこと」が要件の一つである。

神奈川県知事許可の一般建設業許可においては、以下の基準で確認している。

①　直前の決算において自己資本の額が５００万円以上であること

→財務諸表だけでなく、税務署に提出した決算確定申告書内の貸借対照表により確認する。設立当初は、履歴事項全部証明書の資本金額と開始貸借対照表により確認する。

②　５００万円以上の資金調達能力のあること

→法人又は個人事業主個人の本人口座に５００万円以上の残高があることを証明する書類（いわゆる残高証明書）により確認する。

③　直前５年間許可を受けて継続して営業した実績のあること

→許可更新の際は、上の①②を満たしていなくても継続して営業したことをもって書類の確認はない。

第6節　　特定許可の要件とは

特定許可の考え方

発注者から直接請け負った１件の工事代金について、４，０００万円（建築工事業の場合は６，０００万円）以上となる下請契約を締結する場合には、特定建設業の許可が必要となる。

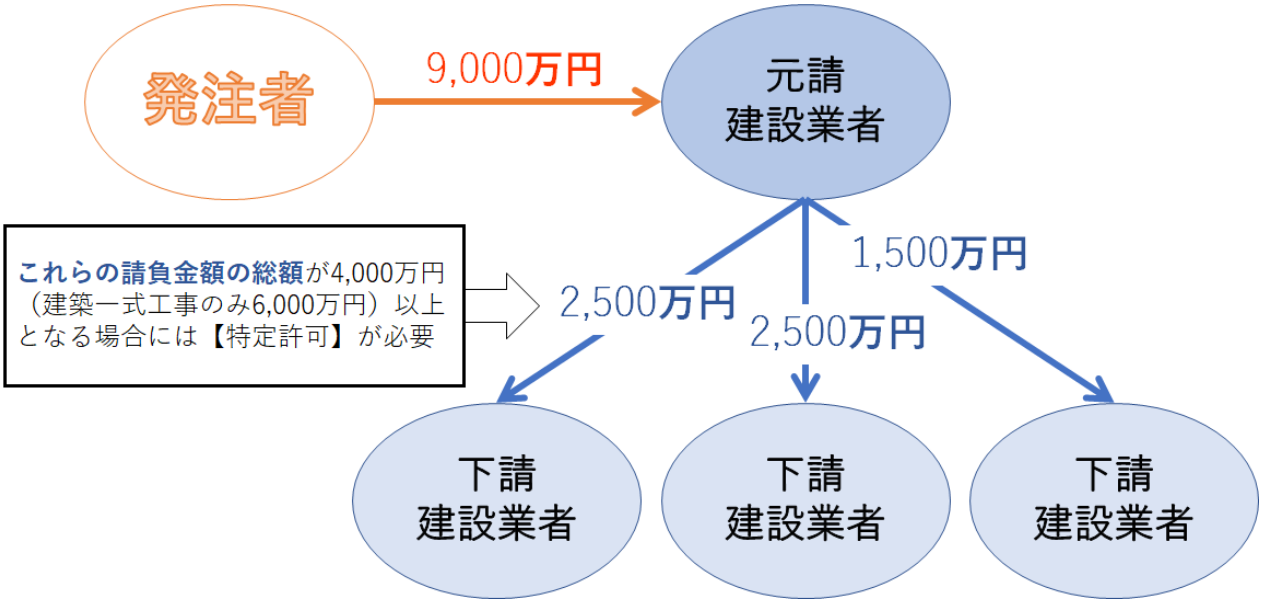

特定建設業許可を取得するためには、一般の建設業許可の要件に加えて、次の二つの要件を満たさなければならない。

・技術者要件

・財産要件

技術者要件として、指定７業種（土木・建築・電気・管・鋼構造物・舗装・造園）にあっては、必ず土木施工管理技士・建築士などの１級の国家資格者又は国土交通大臣特別認定者を営業所専任技術者に配置しなければならない。

指定７業種以外の業種では、上記の国家資格者又は国土交通大臣特別認定者のほか、実務経験者であっても指導監督的実務経験を有する者であれば配置する者とすることができる。

財産要件としては、許可を受けようとする直前の決算期における財務内容が次の全てに該当することが求められる。

・欠損の額が資本金の２０％を超えていないこと
・流動比率が７５％以上であること
・資本金の額が２，０００万円以上であり、かつ、自己資本の額が４，０００万円以上であること

第3章 欠格事由についての確認

第1節　欠格事由とは

欠格事由とは、該当する場合には、許可を受けることができない事由である。

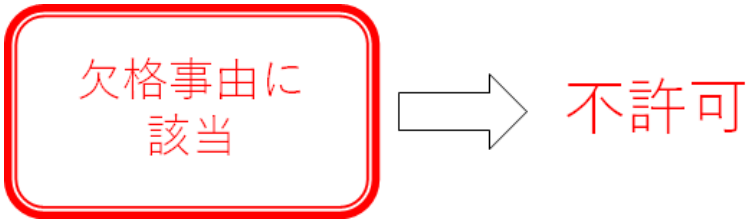

具体的には、以下の二つである。

① 許可申請書又はその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載がある又は重要な事実の記載が欠けている場合

② 以下のいずれかの事項に該当する場合（役員等、支配人又は営業所の長に該当者がある場合を含む）

（ア） 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
（イ） 不正の手段により許可を受けたこと、又は営業停止処分に違反したこと等によりその許可を取り消されて５年を経過しない者
（ウ） 許可の取消処分を免れるために廃業の届出を行い、その届出の日から５年を経過しない者
（エ） 許可の取消処分を免れるために廃業の届出を行った事業者について、許可の取消処分に係る聴聞の通知の前６０日以内に当該法人の役員等若しくは政令で定める使用人であった者又は個人の使用人であった者で、当該届出の日から５年を経過しない者
（オ） 営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
（カ） 営業を禁止され、その禁止の期間が経過しない者
（キ） 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者
（ク） 建設業法、又は一定の法令の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者
（ケ） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者
（コ） 心身の故障により建設業を適正に営むことができない者として国土交通省令で定めるもの
（サ） 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法人である場合においては、その役員等）が上記のいずれかに該当する者
（シ） 暴力団員等がその事業活動を支配する者

欠格事由に該当していないことは、申請の提出書類である「誓約書」や略歴書又は役員調書の「賞罰」欄の記載にて確認することになっている。

第2節　　誓約書とは

様式第６号の「誓約書」とは、役員等が建設業法第８条各号（同法第１７条において準用される場合を含む。）に規定されている欠格要件に該当しないことを誓約するものである。

申請書類に押印が必要であったときは、行政書士が代理の印を押すことができない書類であり、そのため、行政書士が書類を作成した場合でも、申請者にその内容を説明したうえで申請者に押印してもらう書類であった。現在、押印不要とはなったが、行政書士として申請者に対して欠格要件の説明をしなければならないことは変わりない。

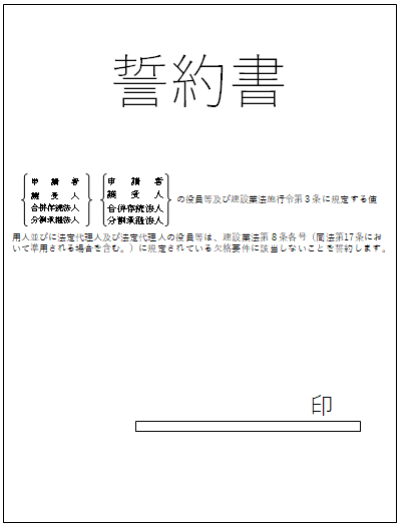
誓約書

申請者／請負人／合併存続法人／分割承継法人　申請者／請負人／合併存続法人／分割承継法人　の役員等及び建設業法施行令第３条に規定する使用人並びに法定代理人及び法定代理人の役員等は、建設業法第８条各号（同法第17条において準用される場合を含む。）に規定されている欠格要件に該当しないことを誓約します。

印

第4章 確認資料の準備

第1節　　経営業務の管理責任者の確認資料とは

経営業務の管理責任者の確認資料は、神奈川県知事許可では、以下の二つの確認資料をそろえなければならない。

（１）現在常勤であること及び現在の地位の確認資料
（２）過去の経営経験等を裏付ける確認資料（更新申請の場合は添付不要）

現在常勤であること及び現在の地位の確認資料は、以下のいずれかが必要である。

① 健康保険被保険者証の写し
② 「健康保険被保険者資格証明書交付申請書及び健康保険被保険者資格証明書」の写し
③ 建設業国民健康保険加入証明書の原本
④ 直近の「健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書」又は「被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」の写し
⑤ 直近の「住民税特別徴収税額通知書」の写し
⑥ 直前決算の法人税確定申告書表紙と勘定科目内訳明細書の役員報酬等内訳書の写し
⑦ （個人の場合）直前決算の所得税確定申告書Ｂ第一表と第二表、青色申告の場合は加えて青色申告決算書の写し
⑧ （個人の場合）直前決算の所得税確定申告書Ｂ第一表と青色申告決算書又は収支内訳書の写し

上記⑥⑦⑧の場合には、役員報酬年額又は給与年額が１３０万円以上であることが必要である。

なお、神奈川県知事許可においては、代表取締役や個人事業主の場合に（１）の確認資料は省略可とされているが、国土交通大臣許可や他の都道府県知事許可においてはそのような措置はほとんどなく、通常の常勤確認資料を求められるので、注意されたい。

過去の経営経験等を裏付ける確認資料は、以下の二つのそれぞれが必要である。

① 役員期間の裏付

（ア） 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（原本）

・・・履歴事項全部証明書で証明する期間の始期が確認できない場合、閉鎖謄本または閉鎖事項全部証明書も必要となる場合がある。また、会社法に基づく重任登記を怠っている場合は認められない。

（イ） （個人の場合）所得税確定申告書の写し等

② 建設業に係る経営業務を行っていた裏付

（ア） 証明者が建設業許可を有していた期間について、許可通知書の写し

（イ） 証明者が建設業許可を有していない期間については、建設工事であることが明確に判断できる工事請負契約書、工事注文書、工事代金請求書の控え又は工事請書控えの写しを、証明する期間各年１件以上

経営業務管理責任者として、令和２年改正の建設業法施行規則第七条イ（２）該当又はイ（３）該当の準ずる地位にある者、ロ該当の常勤役員等と役員等を直接に補佐する者によって経営体制を証明しようとする場合の確認資料については、まだ国土交通大臣許可においても都道府県知事許可においても、確認資料として組織図、業務分掌規程、稟議書など各社によって個別書式のものであったり、確立された書式でないものも多く、それらを必要な年数分そろえなければならない。神奈川県知事許可において申請する際には、行政庁の発行する『手引き』を詳細に確認したうえで、事前相談することが推奨されている。このテキストにおいては割愛する。

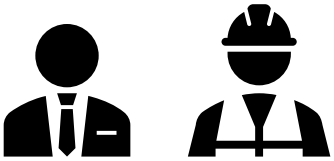

第2節　　営業所専任技術者の確認資料とは

専任技術者の確認資料は、神奈川県知事許可では、以下の二つの確認資料をそろえなければならない。

（１）現在の常勤性の確認資料
（２）一定の資格又は経験を裏付ける確認資料（更新申請の場合は添付不要）

現在の常勤性の確認資料は、以下のいずれかが必要である。

① 健康保険被保険者証の写し

② 「健康保険被保険者資格証明書交付申請書及び健康保険被保険者資格証明書」の写し

③ 建設業国民健康保険加入証明書の原本

④ 直近の「健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書」又は「被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」の写し

⑤ 直近の「住民税特別徴収税額通知書」の写し

⑥ （法人役員の場合）直前決算の法人税確定申告書表紙と勘定科目内訳明細書の役員報酬等内訳書の写し

⑦　（個人の場合）直前決算の所得税確定申告書Ｂ第一表と第二表、青色申告の場合は加えて青色申告決算書の写し

⑧　（個人の場合）直前決算の所得税確定申告書Ｂ第一表と青色申告決算書又は収支内訳書の写し

上記⑥⑦⑧の場合には、役員報酬年額又は給与年額が１３０万円以上であることが必要である。

なお、神奈川県知事許可においては、代表取締役や個人事業主の場合に（１）の確認資料は省略可とされているが、国土交通大臣許可や他の都道府県知事許可においてはそのような措置はほとんどなく、通常の常勤確認資料を求められるので、注意されたい。

一定の資格又は経験を裏付ける確認資料は、以下のいずれかが必要である。

①　資格者証（技術検定合格証明書、技術士免状、免許証など）写し

例えば、以下のようなものが挙げられる。

（ア）　監理技術者資格者証

（イ）　技術検定合格証明書

（ウ）　免許証

（エ）　技能検定合格証書

（オ）　免状

（カ）　登録基幹技能者講習修了証

必要に応じて実務経験証明書及び業種の実務経験並びに在籍の確認資料

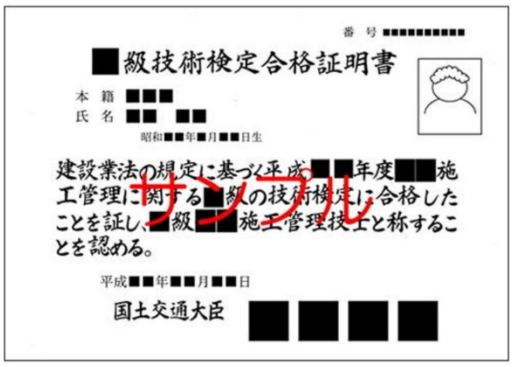

②　実務経験証明書及び業種の実務経験並びに在籍の確認資料

必要に応じて指定学科の卒業証明書（原本）又は卒業証書写し

なお、特定建設業許可においては、指定建設業の場合、一級資格者であることが必要で、それ以外の業種では２年以上の指導監督的実務経験（具体的な工事内容、業種がわかり、工期の確認ができ、工期の合計が２４か月以上となる確認資料及び在籍していた期間の確認資料で証明）が必要であるので、注意されたい。

第3節　　法人、法人役員、個人事業主の確認資料とは

法人（個人事業主でない）として提出する添付書類としては、神奈川県知事許可の場合、閲覧対象外法定書類や確認資料などとして以下のようなものが挙げられる。

＜申請書類＞定款の写し
＜閲覧対象外法定書類＞登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
＜確認資料＞法人番号指定通知書写し又は国税庁法人番号公表サイトより自社の情報を印刷したもの

法人役員又は個人事業主として提出する添付書類としては、神奈川県知事許可の場合、閲覧対象外法定書類や確認資料などとして以下のようなものが挙げられる。なお、以下のものについては代表取締役の省略は無い。

＜閲覧対象外法定書類＞登記されていないことの証明書(又は医師の診断書)
＜閲覧対象外法定書類＞身分証明書
役員等の氏名記入用紙

第4節　　その他の添付書類、確認資料とは

法人、個人事業主問わず提出する添付書類としては、神奈川県知事許可の場合、閲覧対象外法定書類や確認資料などとして以下のようなものが挙げられる。

閲覧対象外法定書類 表紙
＜閲覧対象外法定書類＞営業所の確認資料（営業所の写真）
＜閲覧対象外法定書類＞納税証明書（県税事務所発行の直前決算の事業年度分の原本）
確認資料　表紙
＜確認資料＞預貯金残高証明書（原本）
＜確認資料＞健康保険等の加入状況の確認資料
＜確認資料＞直前決算期の確定申告書表紙（電子申告の場合はメール詳細も）及び決算報告（貸借対照表、損益計算書の頁）の写し

第１節、第２節、第３節、第４節の添付書類は、申請書類と合わせて提出する必要がある。また、書類の並び順にもルールがあり、申請書類、閲覧対象外法定書類、確認資料としてそれぞれ別に綴じて整えなければならない。詳細は行政庁の発行する『手引き』をしっかり確認して準備されたい。

第5章 申請書類の作成

第1節　　申請書一式とは

初心者がおちいりやすいのが、最初に申請書類を作成しようとすることである。前述したとおり、建設業許可申請の手続きは、以下のような流れで進む。特に重要なのが、許可要件の調査である。要件調査をせずに書類を作成しても、要件が整わなければ無駄に終わる。

（この章から読み始めた方は、最初から読んでいただきたい。）

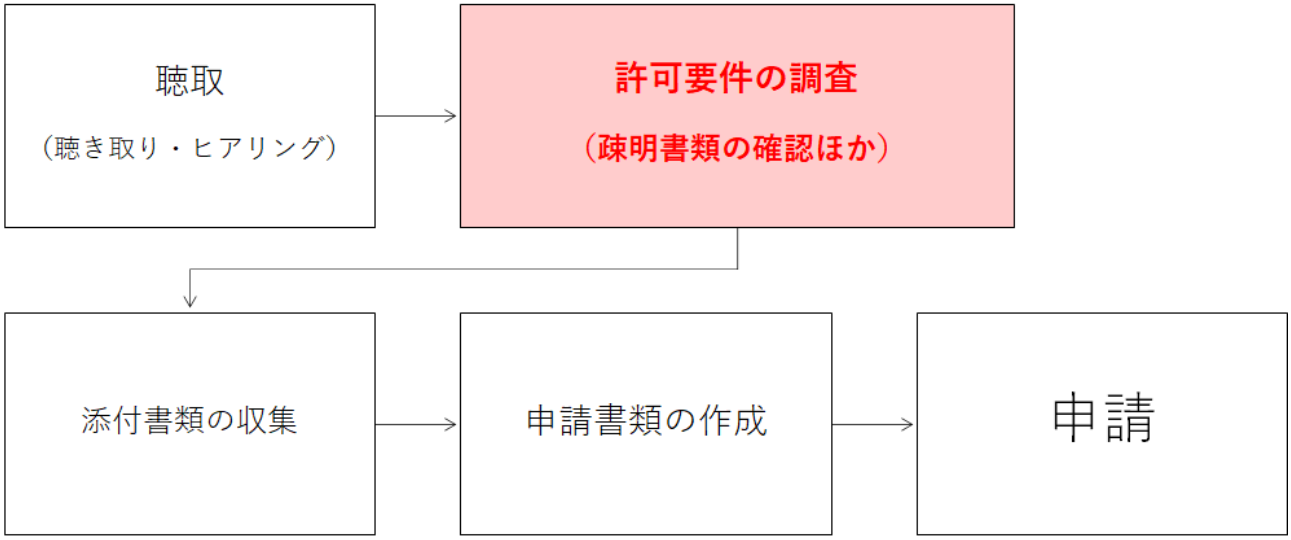

建設業許可申請では、申請書類一式は、（ア）申請書類、（イ）閲覧対象外法定書類、（ウ）確認資料の３つに区分されていて、それぞれ並び順があり、別綴じをして申請する必要がある。

申請書、閲覧対象外法定書類、確認資料

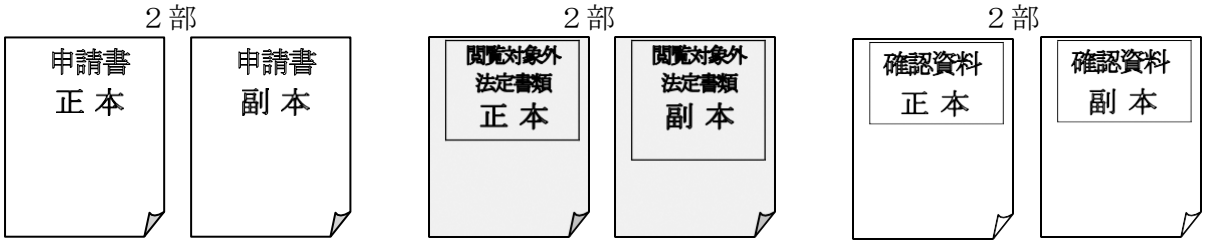

申請書の電算入力用紙　　役員等の氏名記入用紙

神奈川県知事許可の場合、電算入力用紙として申請書類とは別に建設業許可申請書（様式第一号）、常勤役員等（経管）証明書（様式第七号又は第七号の二）、専任技術者証明書（様式第八号）、健康保険等の加入状況（様式第七号の三）をバラで添付すると共に、以下のような役員等の氏名記入用紙（神奈川県様式）をバラで添付しなければならない。

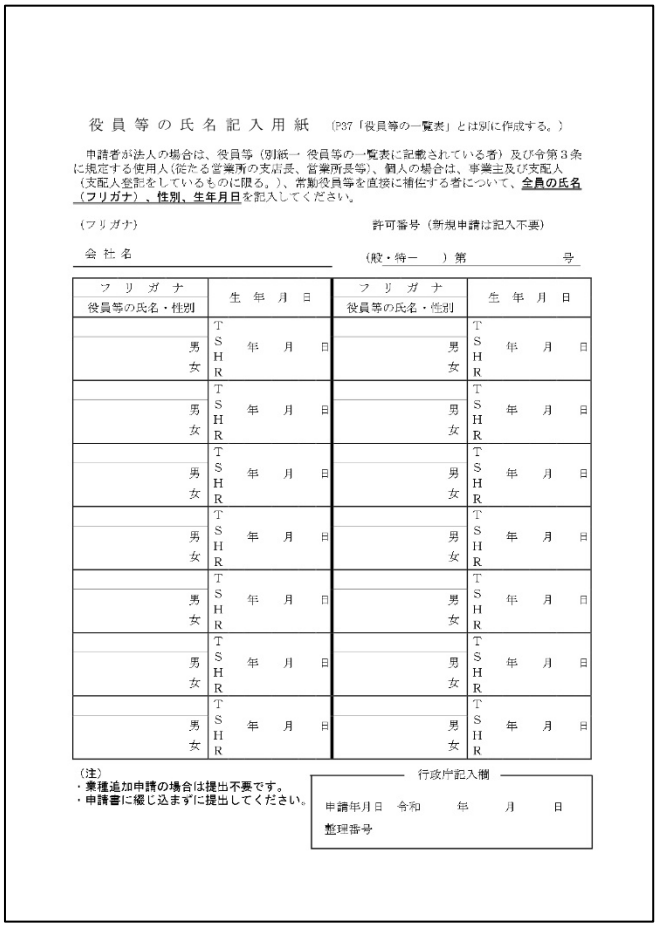

役員等の氏名記入用紙　（P37「役員等の一覧表」とは別に作成する。）

申請者が法人の場合は、役員等（別紙一 役員等の一覧表に記載されている者）及び令第３条に規定する使用人（従たる営業所の支店長、営業所長等）、個人の場合は、事業主及び支配人（支配人登記をしているものに限る。）、常勤役員等を直接に補佐する者について、**全員の氏名（フリガナ）、性別、生年月日**を記入してください。

（フリガナ）　　許可番号（新規申請は記入不要）

会社名　　（般・特一　）第　　号

フリガナ 役員等の氏名・性別	生年月日	フリガナ 役員等の氏名・性別	生年月日
男 女	T S H R　年　月　日	男 女	T S H R　年　月　日
男 女	T S H R　年　月　日	男 女	T S H R　年　月　日
男 女	T S H R　年　月　日	男 女	T S H R　年　月　日
男 女	T S H R　年　月　日	男 女	T S H R　年　月　日
男 女	T S H R　年　月　日	男 女	T S H R　年　月　日
男 女	T S H R　年　月　日	男 女	T S H R　年　月　日
男 女	T S H R　年　月　日	男 女	T S H R　年　月　日

（注）
・業種追加申請の場合は提出不要です。
・申請書に綴じ込まずに提出してください。

行政庁記入欄
申請年月日　令和　　年　　月　　日
整理番号

第2節　　申請書類の作成

申請書類の作成は、行政庁のホームページで公開されているワードファイルやエクセルファイルをダウンロードして入力していく方法のほかに、有料のソフトウェアや無料のソフトウェアなどを利用して作成する方法がある。以下に建設業許可申請用ソフトウェアの一部を例示する。

許認可プロ①【建設業】.NET（株式会社クリックス）
経審太郎（株式会社ミロク情報サービス）
更新大臣（株式会社ナレッジコア）
電子申請支援システム 建設業統合版（株式会社ワイズ）
なんでも経審 Plus（一般財団法人建設業情報管理センター）
（＊五十音順）

注）会として建設業許可申請用ソフトウェアの一部を推奨する意図はありません。

申請書の内容の詳細については、行政庁の発行する『手引き』の詳細な説明をしっかりと読んで、記載例をよく確認することが必要である。申請書にはカラムと呼ばれる枠の中に文字を入れる部分が多くあり、こちらは空白の入れ方や入れるべき数字などに意味があり、申請者の意思表示の重要な部分を記載するところもあるため、入れる数字が何を表しているかについて理解をしたうえで記載しなければならない。

また、申請者から聞き漏らした事項などを適当に記載して申請するなどは決してあってはならない。建設業法では、虚偽又は不正の事実に基づいて建設業許可を受けた者は三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処せられ（建設業法第４７条）、許可申請書に虚偽の記載をしてこれを提出した者は六月以下の懲役又は百万円以下の罰金に処せられる（建設業法第５０条）。残念なことに、行政書士が建設業法違反で逮捕され、処罰された事例もある。くれぐれも虚偽申請をするようなことがないようにしていただきたい。

なお、工事経歴書、直前３年の施工実績、財務諸表についてはこのテキストでは割愛しており、『研修テキスト（建設業許可・決算変更届）』にて解説しているので、そちらを参照されたい。

第3節　　許可申請手数料

神奈川県知事許可の新規申請の場合、神奈川県に支払う許可申請手数料は９万円である。

その他の申請は以下の通りの手数料が必要になる。

許可申請手数料

申請区分	一般と特定のいずれか一方のみを申請する場合	一般と特定の両方を同時に申請する場合
新規	9 万円	18 万円
許可換新規	9 万円	18 万円
般・特新規	9 万円	
業種追加	5 万円	10 万円
更新	5 万円	10 万円
般・特新規＋業種追加		14 万円
般・特新規＋更新		14 万円
業種追加＋更新	10 万円	15 から 20 万円
般・特新規＋業種追加＋更新		19 万円

また、令和４年２月現在、神奈川県知事許可では「神奈川県収入証紙」を申請書の収入証紙を貼り付ける様式別紙三（第二条関係）に貼付する必要がある。郵便局等で扱う収入印紙ではないので、

注意されたい。

第6章 手引きに記載の無いような特殊な事例を相談されたときは

第1節　　手引きにすべての記載はない

行政庁のホームページに公開されている『建設業許可申請の手引き』に書いてあるなどの基本的な事項について行政庁担当部署に尋ねるようなことは、行政書士の品位を汚すことになるだけでなく、行政庁の審査に要する時間を奪うこととなり、ひいては、国民の利便を妨げ、国民の権利利益の実現を阻害することになるため、やめていただきたい。

ホームページや行政庁の発行する『手引き』には詳細に建設業許可申請の手続きの流れや内容が書かれており、添付すべき必要な書類についても書かれている。まずは、これらを熟読し、理解するべきである。自分なりの理解では不安がある場合には、専門書籍を購入し、自学自習を深めるべきである。（このテキストを編纂するにあたり参考にした書籍一覧は後述）

それでも、子細な部分や行政庁の発行する『手引き』に記載のない事項についての疑問がある場合、行政書士の先輩に聞くようにすべきである。そのためには、日頃からの先輩との人間関係の形成が必要不可欠とも言える。

なお、建設業許可の基本的な事項を理解したうえで、経営業務の管理責任者ロ該当案件や事業承継認可申請案件などの事前相談をすべき手続きの際には行政庁に相談することを推奨する。

第2節　　参考書籍一覧

本テキスト編纂にあたり参考にした書籍

・建設業許可申請の手引き-平成 30 年度版-　神奈川県
・『建設業法と建設業許可』第２版　日本行政書士連合会編　日本評論社
・『建設業許可Ｑ＆Ａ』第１０版　一般社団法人全国建行協編著　日刊建設通信新聞社
・『行政書士のための建設業法マニュアル』　岩戸康太郎著　三協法規出版
・『建設業許可・経審・入札参加資格申請ハンドブック』　塩田英治著　日本法令
・『建設業法解説』　建設業法研究会　大成出版社